

安全管理規定

施行 平成 19 年 4 月 1 日
一部改正 平成 19 年 4 月 1 日

阿寒バス株式会社 安全管理規程

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針
- 第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）

第 2 2 条及び第 2 2 条 2 の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規定は、当社の旅客自動車運送事業に係わる業務に適用する。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第 3 条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 安全方針の策定 (Plan) → 現場での実施等 (Do) → 安全に関する内部チェックの実施 (Check) → 方針の適切な見直し (Act) → 安全方針の策定 → 継続的な安全性の向上
PDCA サイクルを確実に実行し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂

行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する施策)

第4条 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を効率的に行うように努める。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じる。
- ④ 輸送に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修の具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる施策に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成のために、必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長等取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括責任者の意見を尊重し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長等取締役は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 社内組織として輸送安全管理委員会を設置し、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築する。

- ① 安全統括責任者
 - ② 統括運行管理者
 - ③ 整備管理者
- 2 営業所長、工場長は、安全管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、事業所内を統括し、指導管理を行う。

(安全統括責任者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、運輸規則第47条の5に規程する要件を満たす者の中から安全統括責任者を選任する。

2 安全統括責任者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該責任者を解任する。

- ① 国土交通大臣の解任命令がだされたとき。
- ② 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- ③ 法または関係法令等に違反することにより、安全統括責任者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると社長等取締役が認めたとき。

(安全統括責任者の責務)

第10条 安全統括責任者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 全社員に対し、関係法令等の遵守と安全第一の意識を徹底させ、必要な改善の措置を講じること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- ③ 輸送の安全に関する方針、施策、目標及び計画を実施すること。
- ④ 輸送の安全確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長等取締役に報告すること。
- ⑤ 社長等取締役に対し、輸送の安全の確保に関し、その職務を行う上での必要な改善に関する意見を述べること。
- ⑥ 輸送の安全を確保するために、必要な教育又は研修を行うこと。
- ⑦ その他の輸送の安全確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する施策を実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 社内における意思疎通を充分に行うことにより、安全に関する情報が適時適切に伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なう事態が発見された場合は、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が速やかに社内伝達されるように努める。
- 3 安全統括責任者は、第1項の報告連絡体制が十分に機能するよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第14条 第5条の安全目標を達成するため、人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第15条 安全統括責任者は、自ら又は安全統括責任者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

又、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括責任者は、前項の内部監査が終了した場合は、その結果を改善すべき事項が認められた場合はその内容を速やかに社長等取締役へ報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第16条 安全統括責任者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果に基づき改善すべき事項の報告若しくは安全の確保のために必要な措置に関する報告があった場合、社長等取締役は輸送の安全確保のための改善に関する必要な方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般の検証を実施し必要に応じた強化策を講じる。

（情報の公開）

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、目標及び当該目標達成状況、自動車事故報告規則第2条に規程する統計、その他の安全に関する取り組みについては、毎年度、積極的に公表する。

- 2 行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全の確保に関する記録の管理等）

第18条 本規程は、業務の実態に応じて定期的に見直しを行う。

- 2 輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、その他の輸送の安全の確保に関する記録は三年間保存する。